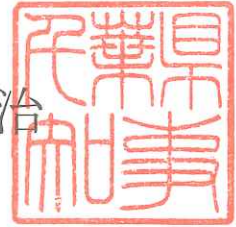


令和 3年 2月22日

(株) 谷村製作所

谷村 朋昭 様

千葉県知事 鈴木 栄 治



一般 建設業の許可について (通知)

令和 3年 1月 8日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、東京都知事に係る許可については、建設業法第9条第1項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許可番号 千葉県知事 許可(般-2) 第 54643 号
許可の有効期間 令和 3年 2月 23日から 令和 8年 2月 22日まで
建設業の種類

建築工事業
左官工事業
石工事業
管工事業
鋼構造物工事業
板金工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
建具工事業

大工工事業
とび・土工事業
屋根工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鉄筋工事業
ガラス工事業
防水工事業
熱絶縁工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 8年 1月 23日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)